

## 大阪健康安全基盤研究所 中期目標・中期計画（案）対比表

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標（H28.10）	第1期 中期計画（案）
<p>（前文）</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>人の交流や物流等のあらゆる面でグローバル化が進む現代において、住民が直接口にし、あるいは接触する多種多様な食品や生活用品等の安全性を確保し、また、時に国境を越えて広がる感染症から住民を守るためには、地方衛生研究所においても、地域の枠にとらわれることなく、視野を広く持った、より柔軟な活動が求められる。</p> <p>このような観点から、平成29年4月、これまでの使命を継承しながら大阪府及び大阪市の二つの研究所を統合することにより、それぞれが有する特色を生かし、また、法人としての裁量及び創意工夫に基づいて公衆衛生を巡る諸問題に柔軟に対応し、将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民に対して提供するサービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）を発足させることとなった。</p> <p>研究所が、その定款第1条に規定された「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、大阪府及び大阪府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政</p>	<p>（前文）</p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、大阪府知事及び大阪市長から指示を受けた平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間における地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）と連携すること。更に、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。

また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。更に、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。

#### 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

##### （1）健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割

健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所などの行政機関や大阪市立環境科学研究所とも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

##### （2）平常時における健康危機事象発生時への備え

平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアル整備などにより、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。

#### 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

##### （1）健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割

健康危機事象発生時等の際に行政に対する科学的、技術的な支援を迅速かつ的確に行うために大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積された、人材、機器及びノウハウ等の資材を結集し、原因究明のため多様な検査項目に幅広く、また、多くの検体に迅速に対応するため、以下の取組を行う。

ア 研究所に健康危機管理を担う部門を設置し、一元的に情報収集及び情報提供等の事務を行う。

イ 各検査担当課において迅速かつ的確に対応できるよう、府内保健所（大阪府、政令指定都市、中核市の保健所をいう。）や大阪市立環境科学センターなどの行政機関と調整する。

##### （2）平常時における健康危機事象発生時への備え

ア 健康危機管理マニュアルを整備し、府内保健所等との連絡体制を構築する。

イ 全国の危機管理事例及びその対策を収集、整理して、突発的な健康危機事象発生に備える。

ウ 実践的な対応力の向上を図るため、健康危機事象模擬訓練を実施する。

（3）試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。

また、試験検査の精度の向上を図るため、精度管理体制を一層充実させ、試験検査の信頼性を確保すること。

（4）調査研究機能の充実

全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

（3）試験検査機能の充実

病原体、食品衛生、食品栄養、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施するため、以下の取組を行う。

① 迅速かつ正確な検査の実施

ア 最新の知見を取り入れた試験検査を実施する。

イ 検査の業務単位ごとに効率化を念頭に置いたグループ体制を整備し、これをベースに人材育成、施設間での検査の集約、技術の平準化、共同研究を推進する。

ウ 機器の計画的な更新、先進機器の導入による技術レベルの維持向上を図る。

エ 収去検査の業務に標準処理期間を定め、期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、改善策を講じる。

② 信頼性確保・保証業務の実施

コーデックス委員会<sup>(\*1)</sup>やPIC/S<sup>(\*2)</sup>等により信頼性確保・保証部門を検査部門と分離して設置することが必要とされているため、検査部門と独立した精度管理を担う部門を設置し、試験検査業務に精通した信頼性確保・保証業務に専任する研究員を配置する。

各試験検査部門に応じて必要な内部精度管理を実施し、外部精度管理試験に参加する。精度管理部門において毎年度各検査部門の内部監査等を実施し、信頼性の確認を行う。

(\*1) コーデックス委員会：FAO/WHOが設立した国際食品規格委員会

(\*2) PIC/S（医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム）：医薬品分野の国際的GMP基準等を目的とした医薬品査察当局間の国際的協力枠組み

（4）調査研究機能の充実

調査研究機能の継続的な向上を図るため、地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。

① 調査研究課題の設定

公衆衛生施策の社会的ニーズや住民の関心を、中期目標で示されている全国ネットワークや関係会議等、様々な機会を通じてきめ細かく把握する。

② 調査研究の推進

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標 (H28.10)	第1期 中期計画 (案)
<p>社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。</p> <p>③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保</p> <p>地方衛生研究所としての特性を活かして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。</p> <p>④ 調査研究の評価</p> <p>調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。</p> <p>(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実</p> <p>感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。併せて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報</p>	<p>ア 行政依頼検査等の分析法や健康危機事象の原因物質検出方法の開発・改良の取組みや、病因因子の探索等の調査研究を推進する。</p> <p>イ 大阪府や大阪市をはじめ行政機関からの依頼に基づき、危険ドラッグ等、未知の健康危害物質等の分析等を行う。</p> <p>ウ 厚生労働省からの受託事業である感染症流行予測調査事業、後発医薬品品質確保対策事業、原子力規制庁からの受託事業である環境放射能水準調査事業等を実施する。</p> <p>エ 研究所の事業推進・研究管理等、研究所全体の企画調整機能を担う部門を設置し、地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野については、重点研究課題に位置づけ調査研究を推進する。</p> <p>オ 国内外を問わず他の研究機関との連携を強化して、各種学会等に参加し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取組み、成果として論文発表等を行う。</p> <p>③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保</p> <p>ア 文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金をはじめとした競争的外部研究資金の獲得ができるよう、応募情報の収集と周知や研究費確保に資するセミナーの開催等、応募数や採択率の向上のための取組を行う。</p> <p>数値目標 競争的外部研究資金への応募数を5年間で200件以上</p> <p>イ 学術分野や産業界等との連携を深め、受託研究や共同研究等を推進する。</p> <p>④ 調査研究の評価</p> <p>ア 各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から、研究所において実施の適否を事前に評価する。</p> <p>イ 研究所に外部有識者で構成する調査研究評価審査会(仮称)を設置し、研究途中または完了時に評価を受けるとともに、指摘事項に対して改善措置を行う。また、評価結果については、ホームページ等を通して公表する。</p> <p>(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実</p> <p>ア 大阪府の感染症情報センターは、基幹地方感染症情報センターとして府内保健所、感染症情報センターとの定期的な情報共有を行う。</p> <p>イ 感染症発生动向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めるとともに、その</p>

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標（H28.10）	第1期 中期計画（案）
<p>に努めること。</p> <p>（6）研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。</p> <p>2 地方衛生研究所の広域連携における役割</p> <p>（1）全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。</p> <p>（2）全国の地方衛生研究所との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本において地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。</p> <p>（3）行政機関等との連携 府内の中核市、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。</p> <p>（4）災害時や健康危機事象発生時における連携</p>	<p>成果を行政担当部局に助言する。</p> <p>ウ 感染症に関する知見等、研究所が有する情報については、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるよう、工夫して発信する。</p> <p>（6）研修指導体制の強化 公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 府内保健所等で実施すべき感染症、食品衛生、生活環境の検査業務に携わる職員を対象とした技術研修を実施する。 数値目標 研修回数 5年で60回以上</p> <p>イ 国内外公衆衛生関係者や大学生などを対象に、講演又は実技演習形式の研修を行う。</p> <p>2 地方衛生研究所の広域連携における役割 国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。</p> <p>（1）全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として、公衆衛生情報研究協議会、衛生微生物技術協議会及び全国衛生化学技術協議会等に積極的に参加し、国立研究機関と連携して技術レベルの向上を図る。</p> <p>（2）全国の地方衛生研究所との連携 ア 東京都健康安全研究センターと連携し、研究所の公衆衛生情報の収集・解析・提供の業務を円滑に進める。 イ 他の地方衛生研究所からの技術協力依頼に協力し、連携して検査機能の向上に取り組む。</p> <p>（3）行政機関等との連携 ア 府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。 イ 大阪市立環境科学研究センターと共同研究等により連携し、研究分野で機能強化を図る。</p> <p>（4）災害時や健康危機事象発生時における連携</p>

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標 (H28.10)	第1期 中期計画 (案)
<p>災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互に協力を図ること。</p> <p>3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所の統合を契機とし、西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の充実強化を図るとともに、公衆衛生情報の解析機能を培い、疫学調査などへの取組を涵養すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供すること。更に、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。</p> <p>新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。</p>	<p>災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携するとともに、情報を共有し相互に協力する。</p> <p>3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開</p> <p>西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 健康危機管理対応</p> <p>ア 研究所に健康危機管理を担う部門を設置し、全国ネットワークや関連する学会等への参加を通して各分野の専門家・研究者と協調関係を構築し、広く最新の公衆衛生・健康危機情報を収集、評価する。また、将来発生する蓋然性の高い健康危機への対応策について、行政担当部局に助言する。</p> <p>イ 研究所の担当職員に実地疫学研修<sup>(*)</sup>を受講・修了させることを通じて、疫学調査の専門家の育成を行う。また、健康危機事象発生時には行政担当部局や府内保健所等が実施する、疫学調査を積極的に助言・支援するとともに、健康危機管理対応能力の維持、向上のため、全国の実地疫学研修<sup>(*)</sup>修了者等と連携を確立し、国立感染症研究所が取り組む実地疫学調査への参画や情報収集等を行う。</p> <p>(*) 国立感染症研究所が行っている、感染症の流行時にその実態把握及び原因究明に当たる専門家の養成コース(研修期間2年)</p> <p>ウ 平常時には行政担当部局や府内保健所等の職員に対して健康危機管理に関する研修を実施する。</p> <p>エ 大阪府感染症情報センターとして、感染症の発生動向調査(サーベイランス)情報をより効果的に発信するため、広報戦略を策定する。</p> <p>(2) 疫学解析研究への取組</p> <p>疫学解析研究を担う部門を設置し、疫学解析について、これまで蓄積されてきた検査データや、それに付随する疫学情報を活かし、さらに今後必要な情報提供を得て多様なリスク要因を解析し、対応策を探索する。必要に応じ大阪府・大阪市または府内市町村や健康保険者団体等とともに試行研究等を実施し、その成果を行政部局に助言する。</p> <p>(3) 学術分野及び産業界との連携</p>

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

法人運営の責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務で外部委託が可能なものについては委託を進める等、事務処理の効率化を図ること。

(3) 組織体制の強化

健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。

特に、発足時、大阪市東成区及び天王寺区に分散している二施設の一体的運用が行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、検査結果の信頼性の確保、公衆衛生情報の収集・解析・提供及び疫学調査の実施・研修機能の確立並びに研究の企画・評価についての機能・体制の強化を図ること。

(5) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。

公衆衛生分野の人材育成のため、地方衛生研究所の強みを活かして、大学や企業等の研究室との連携を深めるとともに、産業界に対する相談機能を強化する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

理事長のリーダーシップのもと、透明性の高い業務運営に努め、効率的な組織への再編や、企画部門の強化を行うとともに、役員をはじめ全職員が法人の目標達成に向けて業務改善に取り組む。

(2) 事務処理の効率化

意思決定や事務処理の簡素化・合理化を推進するとともに、各種情報システムの活用、内部管理事務における定型的業務の外部委託や職員の非常勤化等による事務の効率化を進める。

(3) 組織体制の強化

ア 絶えず変化する状況の対応できるように人員配置を行うなど、常に組織の最適化に努める。

イ 旧公衆衛生研究所と旧環境科学研究所の組織間の連携を強化する。検査業務等の手法や機器の整理を行い、着実に業務の統一化に向けた準備作業を進める。

(4) 検査・研究体制の強化

ア 精度管理を担う部門及び各検査部門において、検査業務の信頼性確保・保証業務を進める。

イ 健康危機管理及び疫学解析研究を担う部門を設置するとともに、研究が円滑に遂行できるように、調査研究の審査、進捗管理、事後評価を行う。

ウ 公衆衛生の質の向上に資する取組みを行うため、各種学会や論文を通じて積極的に研究成果を発表する。

(5) 適正な料金設定

受益者負担の原則を踏まえ適正な水準に設定する。

2 職員の能力向上に向けた取組

公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。

(1) 人材の育成及び確保

社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、長期的な展望に立って計画的に人材を確保し、育成に努めること。

(2) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。

(3) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

2 職員の能力向上に向けた取組

全国初の地方独立行政法人地方衛生研究所として、職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組みを行う。

(1) 人材の育成及び確保

健康危機管理機関として優秀な人材を育成、確保する。

(2) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう、研究所内の教育制度を整備するとともに、自己啓発の支援や外部研修への積極的な参加、あるいは国内外研究機関等との人材交流を通じて、計画的な人材育成に取り組む。

(3) 人事評価制度の確立

ア 職員の職務能力及び勤務意欲の向上を図るため、職員の職務内容を適正に評価できる人事評価制度を構築する。

イ 特に優れた業績や、学位の取得、学会運営など、組織への貢献に対し相応に評価する。



地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標（H28.10）	第1期 中期計画（案）
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、効率的な業務運営及び経費管理に努めること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第4から第9項については、地独法第26条第2項に基づき中期計画に定める事項として追加          &lt;地独法第26条第2項&gt;</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p><u>三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</u></p> <p><u>四 短期借入金の限度額</u></p> <p><u>四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u></p> <p><u>五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</u></p> <p><u>六 剰余金の使途</u></p> <p><u>七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</u></p> </div> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備機器の活用及び整備</p> <p>社会的ニーズに的確に 대응していくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。</p> <p>なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。</p> <p>2 安全衛生管理対策</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>ア 健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。</p> <p>イ 会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画、資金計画別紙</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>5億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p> <p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 安全衛生管理対策</p>

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

3 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した業務運営に努めること。

4 コンプライアンスの徹底

法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。

5 情報公開の推進

法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、関連法令に基づいた安全衛生管理体制を確立し、化学物質や病原微生物の適正管理など環境の整備を行い、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。また、地方衛生研究所特有の実情をふまえ、事故の防止に組織的に取り組む。

2 環境に配慮した取組の推進

環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルを整備し、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。

3 コンプライアンスの徹底に向けた取組

法令等の遵守を徹底し、役職員が高い倫理観と社会的責任を自覚して行動していくよう、研究所の行動憲章を定め理念の共有化を図る。

関係法令を定期的に確認し、それに基づく適正な事務処理や法令遵守を徹底する研修、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の適正な取り扱い等に係る研修等に取り組む。

4 情報公開の推進

法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。

第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第4条で定める事項

1 施設及び設備機器の活用及び整備

施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。大阪市立環境科学研究センターと協定を結び、施設及び設備機器類を有効に活用する。

施設及び設備に関する計画 (平成29～33年度)

施設・整備の内容	予定額	財源
大阪健康安全基盤研究所施設整備 (森ノ宮地区)		

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所  
の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担
- (4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標 (H28.10)	第1期 中期計画 (案)
	<p>2 人事に関する計画</p> <p>第2の「1 業務運営の改善(3)組織体制の強化」</p> <p>「2 職員の能力向上に向けた取組」に記載のとおり。</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p>なし</p> <p>4 積立金の処分に関する計画</p> <p>なし</p>